

令和6年

伊豆の国市教育委員会 12月定例会
会議録

令和6年伊豆の国市教育委員会12月定例会

開会年月日 令和6年12月25日(水) 午後3時00分～午後4時00分

場 所 あやめ会館2階 会議室

日 程

- 1 冒 頭 (学校教育課長)
- 2 開 会 (教育長)
- 3 会議録署名委員の決定 (教育長)
- 4 会期の決定 (学校教育課長)
- 5 11月定例会会議録の承認 (学校教育課長)
- 6 教育長報告 (教育長)
- 7 議事日程 (議事進行：教育長)

日程第1	報告第46号	保育対策等促進事業費補助金交付要綱の一部改正について
日程第2	報告第47号	伊豆の国市保育人材確保事業費補助金交付要綱の一部改正について
日程第3	報告第48号	伊豆の国市保育所等環境改善事業費補助金交付要綱の一部改正について
日程第4	報告第49号	伊豆の国市幼児英語活動推進事業費補助金交付要綱の一部改正について
日程第5	報告第50号	伊豆の国市副食費の施設による徴収に係る補足給付事業実施要綱の一部改正について
日程第6	報告第51号	伊豆の国市預かり保育事業実施要綱の一部改正について
日程第7	報告第52号	伊豆の国市立小・中学校処務規程の一部改正について
日程第8	報告第53号	準要保護児童生徒の就学援助資格の取消について
日程第9	報告第54号	要保護児童生徒の就学援助資格の新規認定について

- 8 閉 会 (教育長)

出席者 教育委員会 教育長

菊池之利

同	委員	岩田幸晴
同	委員	小池陽子
同	委員	清水照子
同	委員	前田泰宏

説明に出席した者の職氏名

教育部長	佐藤政志
教育施設整備課長	室野弘毅
生涯学習課長	近藤卓哉
幼児教育課長	平井良忠
文化財課長	工藤雄一郎
学校教育課統括監	濱田晃治
学校教育課教育支援監	南智春

会議に出席した事務局の職氏名

学校教育課長	植松正輝
教育総務係長	土屋尚子
学校教育課教育総務係	野田伊公子

9 その他（進行：学校教育課長）

① 小・中学校の児童・生徒の問題行動について

② 次回以降の定例教育委員会の開催について

<定例会>

日時：令和7年1月27日（月） 午後3時00分～

場所：あやめ会館2階 会議室

日時：令和7年2月26日（水） 午後3時00分～

場所：あやめ会館2階 会議室

■学校教育課長

皆さま、こんにちは。本日は、お忙しい中、ご出席いただき、ありがとうございます。

開会に先立ちまして、先日追加案件として説明にお伺いしました書面決議の結果についてご報告申し上げます。委員皆様よりご承諾をいただきましたので、市長に結果を回答いたしました。皆様にご報告いたします。

それでは、菊池教育長より皆さまにごあいさつ申し上げます。

■菊池教育長

<略>

■菊池教育長

本日は、4名出席しておりますので、委員会は成立しております。

ただいまより、令和6年教育委員会12月定例会を開催いたします。本日の会議録に署名する委員は、小池委員と前田委員にお願いいたします。

■学校教育課長

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりでございます。

会期につきましては、本日12月25日、1日のみということで処理をしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

■委員一同

(異議なし)

■学校教育課長

ありがとうございます。本日1日だけということでお願いします。

次に、先月行いました教育委員会11月定例会開催分の会議録の報告と承認の件に入ります。

会議録の写しを配付してございます。実施日、出席者、議案の案件、議決内容、署名等の会議内容を記載してございます。こちらについては、見ていただき承認されたということで処理をさせていただきますが、いかがでしょうか。

■委員一同

(異議なし)

■学校教育課長

ありがとうございます。ここで、教育長から報告事項を申し上げます。

■菊池教育長

<略>

■学校教育課長

この後、議事に入りますが、ここからの進行は、菊池教育長にお願いいたします。

■菊池教育長

それでは、本日の議事日程に入ります。

日程第1 報告第46号「保育対策等促進事業費補助金交付要綱の一部改正について

て」の説明をお願いします。

■幼児教育課長

はい、幼児教育課平井です。よろしくお願いします。

報告第 46 号「保育対策等促進事業費補助金交付要綱の一部改正について」報告いたします。

1 ページをご覧ください。

改正の概要になります。

今回の改正は、事業実態および国の要綱改正に合わせての改正になります。

1 一時預かり事業の補助対象事業の見直しです。余裕型をやめ、一般型を補助対象に改正いたします。これは余裕型の施設対象は、保育所および幼保連携型こども園に限られていましたが、一般型に変更することで、それ以外の施設での一時預かり事業の実施を可能とするよう改正いたしました。

次に、2 国の要綱改正に伴う変更です。括弧 1 は、一時預かり事業に、幼稚園型就労支援施設加算の要件を追加いたしました。括弧 2 は、延長保育促進事業の補助基準額の変更です。括弧 3、事業の基となる国の実施要綱の変更です。厚生労働省通知による要綱名を、こども家庭庁通知に変更いたしました。

次に 3 は、公定価格の変更となります。障害児保育事業において経費から控除する公定価格の額を、令和 6 年度の額に変更いたしました。

概要の説明は以上です。詳細は次ページからの新旧対照表にて確認ください。以上です。

■菊池教育長

説明が終わりました。何かご質問はございますか。

■菊池教育長

これは、一時預かり事業が、より幅広くなったということですね。

■平井幼児教育課長

そうです。今までは保育所、保育連携こども園に限られていましたけれども、一般型以外にすることによって、例えば認可外保育所等もできるようになっています。

■菊池教育長

よろしいでしょうか。

続きまして、日程第 2 報告第 47 号「伊豆の国市保育人材確保事業費補助金交付要綱の一部改正について」の説明をお願いします。

■平井幼児教育課長

幼児教育課平井です。

報告第 47 号「伊豆の国市保育人材確保事業費補助金交付要綱の一部改正について」報告いたします。

1 ページをご覧ください。この改正は、国の所管変更に伴う通知名称、および要綱の改正に合わせたものです。

新旧対照表にて説明します。

第 2 の定義ですが、厚生労働省通知から、こども家庭庁通知に変更いたしました。

また、別表中の 1、1 施設当たりの補助額を国の要綱に合わせ変更しております。説明は以上です。

■菊池教育長

説明が終わりました。何かご質問はございますか。

よろしいでしょうか。

■菊池教育長

続きまして、日程第 3 報告第 48 号「伊豆の国市保育所等環境改善事業費補助金交付要綱の一部改正について」の説明をお願いします。

■平井幼児教育課長

はい、幼児教育課平井です。

報告第 48 号「伊豆の国市保育所等環境改善事業費補助金交付要綱の一部改正について」報告します。

1 ページをご覧ください。この改正は、国の要綱の改正に伴うものです。

新旧対照表にて説明いたします。

第 3 の補助対象事業は、国の要綱名の変更に伴い改正いたしました。

次に、2 ページは、国の補助金額の変更に伴う改正となります。説明は以上です。

■菊池教育長

説明が終わりました。何かご質問はございますか。

よろしいでしょうか。

■菊池教育長

続きまして、日程第 4 報告第 49 号「伊豆の国市幼児英語活動推進事業費補助金交付要綱の一部改正について」の説明をお願いします。

■平井幼児教育課長

はい、幼児教育課平井です。

報告第 49 号「伊豆の国市幼児英語活動推進事業費補助金交付要綱の一部改正について」報告します。

1 ページをご覧ください。この改正ですが、今年度から、市の「英語であそぼう事業」の対象を、5 歳児に限らない、としたことから民間への補助事業対象等を、あわせて改正するものです。

新旧対照表にて説明いたします。

補助対象を、5 歳児クラスから、3 歳以上児クラスに変更いたしました。

また、年齢を引き下げたことにより、1 回のレッスン時間を 1 回 40 分以上を、30 分以上に変更いたしました。説明は以上です。

■菊池教育長

説明が終わりました。何かご質問はございますか。

よろしいでしょうか。

■菊池教育長

続きまして、日程第 5 報告第 50 号「伊豆の国市副食費の施設による徴収に係る補足給付事業実施要綱の一部改正について」の説明をお願いします。

■平井幼児教育課長

はい、幼児教育課平井です。

報告第 50 号「伊豆の国市副食費の施設による徴収に係る補足給付事業実施要綱の一部改正について」報告いたします。

1 ページをご覧ください。この改正は、国の要綱の改正に伴うものです。

新旧対照表にて説明いたします。

支給する給付費の上限額を、月額 4,700 円から、月額 4,800 円に変更いたしました。

説明は以上です。

■菊池教育長

説明が終わりました。何かご質問はございますか。

よろしいでしょうか。

■菊池教育長

続きまして、日程第 6 報告第 51 号「伊豆の国市預かり保育事業実施要綱の一部改正について」の説明をお願いします。

■平井幼児教育課長

幼児教育課平井です。

報告第 51 号「伊豆の国市預かり保育事業実施要綱の一部改正について」報告します。

1 ページをご覧ください。この改正は、国の通知名称の改正に合わせたものです。新旧対照表をご覧ください。

厚生労働省通知から、こども家庭庁通知に変更いたしました。説明は以上です。

■菊池教育長

説明が終わりました。何かご質問はございますか。
よろしいでしょうか。

■菊池教育長

続きまして、日程第 7 報告第 52 号「伊豆の国市立小・中学校処務規程の一部改正について」の説明をお願いします。

■植松学校教育課長

はい、学校教育課植松です。

報告第 52 号「伊豆の国市立小・中学校処務規程の一部改正について」今回、市内公立の小中学校庶務規定の一部を改正いたしましたので、報告するものでございます。

こちらは、学校内の事務所で職員が行います事務処理について定めるものです。資料 1 ページをご覧ください。新旧対照表にて説明させていただきます。第 8 条の財務の取扱いに小・中学校の財務事務取扱要領がございまして、これに伊豆の国市小・中学校徴収金取扱要領を加えたものです。主に校納金、学級費等の取扱いに係るルールを追加したものになります。以下、様式名称の変更及び必要な字句修正となります。説明は以上です。

■菊池教育長

説明が終わりました。何かご質問はございますか。
よろしいでしょうか。

■菊池教育長

続きまして、日程第 8 報告第 53 号「準要保護児童生徒の就学援助資格の取消について」の説明をお願いします。

■学校教育課長

はい。学校教育課植松です。

教育長、報告第 53 号「準要保護児童生徒の就学援助資格の取消について」に加えて関連があるため、次の日程第 9 「報告第 54 号」を併せて説明をさせていただいてよろ

しいでしょうか。

■菊池教育長

はい。よろしくお願いします。

■植松学校教育課長

<略>

□質疑

<略>

■菊池教育長

本日の議事日程が9つありましたが、全て報告事項でございました。ここで一括してご質問等がございましたら、前の事項に関しましても、よろしいですので、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

■菊池教育長

これで、本日予定されました付議事項につきましては、すべて終了しました。

ここで、12月定例会を閉会といたします。

令和7年1月 日

署名委員

印

署名委員

印